

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和6年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	個人番号カードを利用できる事務を定めるものです。	令和6年 9月議会  議案 第107号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員本人の確認に関する事務に個人番号カードを利用するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市手数料条例の一部を改正する条例	診療所開設許可手数料、開発行為許可申請手数料等の適正化を図るとともに、証明手数料に係る対象の明確化を図るものです。	令和6年 9月議会  議案 第108号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	財政課 089-948-6228 医事薬事課 089-911-1803 道路河川 整備課 089-948-6491 建築指導課 089-948-6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市安岡避難地条例の一部を改正する条例	安岡避難地使用料の適正化を図るものです。	令和6年 9月議会  議案 第109号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	危機管理課 089-948-6791
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市坂の上の雲ミュージアム条例の一部を改正する条例	坂の上の雲ミュージアムの観覧料及び会議室使用料の適正化を図るものです。	令和6年 9月議会  議案 第110号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	坂の上の雲 ミュージアム 089-915-2601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市民会館条例等の一部を改正する条例	松山市民会館使用料等の適正化を図るものです。	令和6年 9月議会  議案 第111号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	スポーティン グ シティ推進課 089-948-6592
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市総合コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例	総合コミュニティセンター使用料等の適正化を図るものです。	令和6年 9月議会  議案 第112号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	スポーティン グ シティ推進課 089-948-6592
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市立子規記念博物館条例の一部を改正する条例	子規記念博物館の観覧料及び使用料の適正化を図るものです。	令和6年 9月議会  議案 第113号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	子規記念 博物館 089-931-5572
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例	男女共同参画推進センター使用料の適正化を図るものです。	令和6年9月議会 議案第114号	パブリックコメント	実施していません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	人権・共生社会推進課 089-948-6384
				パブリックコメント以外の手続	実施していません		
9	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	急患等の被保険者に係る保険料の徴収を猶予する期間について特例を設けるとともに、国民健康保険法の改正に伴い所要の規定の整備を図るものです。	令和6年9月議会 議案第115号	パブリックコメント	実施していません	【パブリックコメントを実施しない理由】 急患等の被保険者に係る保険料の徴収を猶予する期間について特例を設けるものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	健康保険課 089-948-6802
				パブリックコメント以外の手続	実施していません		
10	松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	一般廃棄物処理手数料の適正化を図るとともに、所要の規定の整備を図るものです。	令和6年9月議会 議案第116号	パブリックコメント	実施していません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	環境モデル都市推進課 089-948-6523 清掃施設課 089-948-6900
				パブリックコメント以外の手続	実施していません		
11	松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例	愛媛県の港湾施設の使用料等の改定に準じ港湾施設使用料等を改定するものです。	令和6年9月議会 議案第117号	パブリックコメント	実施していません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	空港港湾課 089-994-5244
				パブリックコメント以外の手続	実施していません		

12	松山市海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例	愛媛県の海岸保全区域の占用料等の改定に準じ土石採取料を改定するものです。	令和6年 9月議会  議案 第118号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	空港港湾課 089-994-5244
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
13	松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部を改正する条例	鹿島公園渡船の使用料及び駐車料金の適正化を図るものです。	令和6年 9月議会  議案 第119号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	観光・ 国際交流課 089-948-6419
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見を

どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。